

(4) 防護に関する課題

① 高潮・高波、津波に対する課題

丹後沿岸の特徴である入り組んだリアス海岸や湾形状は、津波や高潮の影響を受けやすい。また、湾の背後地には人口や資産が集中しており、冬季風浪などによる高波の越波災害が発生するおそれがある。さらに丹後沿岸では、昭和15年の積丹半島沖地震や昭和58年の日本海中部地震、平成5年の北海道南西沖地震による津波の浸水被害も記録されている。

平成23年3月には東日本大震災により、東日本全域が未曾有の大災害となったことを受け、津波被害を軽減するための対策の検討が課題である。高潮・高波、津波に対する防災機能の向上が喫緊の課題である。

水門・陸閘などについては、現地状況を十分考慮の上、統廃合又は常時閉鎖の検討や操作規則などの策定による現場操作員の安全を確保することが課題である。

さらに、気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化などによる沿岸地域への影響が懸念されている。そのため、将来想定される気候変動への影響を考慮した新たな海岸保全へ転換するとともに、ハード・ソフト対策を組み合わせた気候変動への適用策を進めることが課題である。

② 侵食に対する課題

砂浜の消失は、構造物の被災や、消波機能が著しく低下することによる越波災害の要因となる。丹後沿岸では、侵食対策工として、護岸工や離岸堤などの整備が進められているが、離岸堤開口部の背後において、局部的に護岸基部にまで及ぶ侵食が進行している事例もある。そのため、砂浜確保による海岸防護機能の確保が課題である。

加えて、気候変動の影響により、海面水位の上昇や高潮・高波の発生頻度及び規模の増大が懸念されており、従来の想定を上回る外力の作用により砂浜侵食が一層助長される可能性がある。これにより、既存の侵食対策工の効果低減や、砂浜回復・維持の困難化が想定されることから、将来の気候変動を踏まえた総合的かつ持続的な侵食対策が課題である。

③ 維持管理についての課題

既設の海岸保全施設は、整備から50年以上経過するものが多く、老朽化が懸念される。これまでも点検や補修が進められてきたが、事後保全による維持管理が大部分であった。これからの維持管理については、中長期的な維持管理・更新などに係るトータルコストの縮減や予算の平準化などを図り、適切な時期に巡視又は点検を実施し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を進めていくことが課題である。

3-2 環境・景観面からみた現況と課題

(1) 自然環境の保全状況

① 自然公園等

丹後沿岸の山陰海岸沿岸域は、山陰海岸国立公園及び丹後天橋立大江山国立公園に指定され、無秩序な開発行為が規制されてきたことから、貴重な自然環境・景観が良好な状態で残る美しい海岸であり、山陰海岸ジオパークとして、ユネスコ世界ジオパークの認定を受けている。

山陰海岸ジオパークは3府県にまたがる広大なエリアを有していることから、個々のジオパーク活動だけでなく、各地域が連携した取り組みや活動を進める(図1-3-10)。

また、自然環境の保護活動として歩くと音を奏でる鳴き砂で有名な琴引浜は、石英が乾燥し不純物を含まない状態でしか音が鳴らないため、地元住民による清掃活動などが続けられている。

さらに、オオミズナギドリの繁殖地である冠島を中心として、舞鶴(大浦地区)～伊根(経ヶ岬)までを、世界文化遺産として登録しようという活動も見られる。



図1-3-10 山陰海岸ジオパーク

出典：山陰海岸ジオパーク HP

② 動植物生息環境

冠島・杓島、舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾が水鳥の集団繁殖、渡来地として鳥獣保護区に指定されている。中でも、冠島・杓島は国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている。希少な植生、動物類、昆虫類が海岸沿いに分布し、また、海域では岩礁性の海岸を中心に藻場も多く分布している。丹後沿岸は、多くの自然が残る地域であり、希少な動植物が生息している場所である。

③ 砂浜の侵食と保全

砂浜海岸は環境に関して、3つの重要な役割を担っている。

まず、砂浜が存在することにより、海浜生物の生息空間が確保され、多様な生態系の基盤を形成している。また、砂浜は、「白砂青松」と評されるように、日本の海岸景観には欠かせないものである。さらに砂層に生息する微生物が有機物を分解するため、砂浜は水質浄化機能も有している(図1-3-11)。

このように、砂浜は環境面に対して生態系、景観、水質改善などの多様な機能を有しており、養浜などで砂浜の保全に取り組んでいる。



図1-3-11 砂浜海岸(上野・平海岸)

(2) 海岸環境に対する人為的な影響

海岸は、多種多様な生物の重要な生息・生育環境の場であり、人々にとって憩いの場としても、利用されている。しかし、近年、投棄ゴミや国内外からの大量の海岸漂着物などによって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響などが懸念される。また、ゴミだけでなく、沖合で座礁したタンカーから流出した重油が漂着することもあり、過去に流出した重油により、大規模な災害が発生している（ナホトカ号重油流出事故（平成9年1月）等）（図1-3-12）。



図 1-3-12 漂着ゴミ

(3) 環境・景観に関する課題

① 生物の生息、生育及び繁殖環境の保全

丹後沿岸には、希少な動植物が海岸沿いに広く分布しており、それらの生息、生育及び繁殖環境を維持・保全することが今後の課題である（図1-3-13）。



図 1-3-13 オオミズナギドリ

② すぐれた海岸景観の保全

丹後沿岸は、多くのすぐれた海岸景観を有し、貴重な観光資源となっている。近年、砂浜の侵食や景観の悪化などが生じているため、すぐれた海岸景観を維持・保全することが課題である（図1-3-14）。



図 1-3-14 丹後松島

③ 自然環境に対する人為的影響の緩和

丹後沿岸において、投棄ゴミや国内外からの大量の海岸漂着物などによる自然環境の悪化を低減することが課題である（図1-3-15）。



図 1-3-15 海岸のゴミ

④ 砂浜の保全

砂浜には、水質浄化機能があり、海岸侵食による砂浜の消失は海岸環境に大きな影響を与える。海岸環境にとって、砂浜の回復、創出、維持・保全は大きな課題である。

3-3 親水・利用面からみた現況と課題

(1) 海岸の利用の現況

丹後沿岸では、砂浜や海岸域を利用した、海洋性レクリエーション（サーフィン、体験漁業等）が盛んに行われており、子供からお年寄り、障がいを持つ人々など、さまざまな人々が海岸を利用している。

さらに、沿岸の観光・利用を促進する計画があり、交通網の整備や山陰海岸ジオパークに認定されたことも受け、沿岸を訪れる観光客が増加している一方で、砂浜への車両の乗り入れなどの問題も発生している（図 1-3-16）。



図 1-3-16 砂浜への車の乗り入れ

また、令和4年度に行われた「プレジャーボート全国実態調査」によると、京都府の港湾、漁港及び河川の各水域におけるプレジャーボートの係留数は、1,476件が確認されている。その内の518件（約35%）が放置艇であり、①景観阻害、②航行船舶の支障、③洪水・津波・高潮時の流出による背後地の被害などが懸念されるため、「放置艇の解消等、プレジャーボートの適正管理」が課題となっている（表 1-3-1）。このため、国、府、市町の関係行政機関や漁業協同組合などの民間団体が参加した「京都府プレジャーボート等係留対策協議会」（平成22年設置）では、公共用水域の適正利用、災害・安全対策、地域の環境保全に資することを目的に「京都府プレジャーボート適正管理地域推進計画（令和6年3月改訂）」を策定し、係留・保管施設の確保、放置艇に対する規制強化・周知啓発などに取り組んでいる。

表 1-3-1 プレジャーボートの係留、保管、収容余力の状況

都道府県	マリーナ等施設の収容能力	PB総隻数	許可艇				放置艇		放置艇率 F/B (%)	マリーナ等施設の収容余力
			マリーナ等		沈廃船	放置艇				
			マリーナ等	マリーナ等以外						
京都	751	1,476	958	482	476	518	30	35.10%	269	

出典：国土交通省・水産庁 「令和4年度プレジャーボート全国実態調査 結果概要」

(2) 海岸利用に関連する計画

丹後沿岸では、海岸利用に関連した「海の京都観光圏整備計画」や「京都府総合計画」、「丹後地域半島振興計画」などの地域振興計画や「京丹后市美しいふるさとづくり条例」を制定し、市や事業者及び市民などの参画を得ることにより美化活動に取り組んでいる。その他にも天橋立世界遺産登録推進会議や琴引浜の鳴き砂の保全の取り組みなどにより海岸利用促進に力を入れている（図 1-3-17）。



図 1-3-17 海岸の清掃活動の様子

(3) 親水・利用に関する課題

① 様々な沿岸利用への配慮

丹後沿岸は、地域に密着した生活の場であり、また観光・海水浴・プレジャーボートを利用したレクリエーションや港湾、漁業生産活動など、様々な沿岸利用がなされている。海岸保全施設の整備に当たっては、これら沿岸部において秩序ある沿岸利用が図られるよう十分配慮した上で進めることが課題である。

② 海辺へのアクセスの確保

砂浜海岸や岩礁地帯などが人々の生活の場、憩いの場として重要であるため、海辺へ近づき、海とふれあうためのアクセスの確保やバリアフリー化が課題である（図 1-3-18）。



図 1-3-18 浜辺へのアクセス強化

③ 砂浜の利用

砂浜への車両の乗り入れなどは、砂浜環境に与える影響が大きいため、砂浜の利用について規制や啓発などにより、海岸利用と砂浜環境のバランスを図ることが課題である（図 1-3-19）。



図 1-3-19 海岸利用の状況

4 海岸保全の基本方針

海岸保全の基本理念に基づき、丹後沿岸の海岸を保全するための基本方針を、「防護」、「環境・景観」、「親水・利用」の各項目について定める。

《防護》

- 誰もが安全に暮らせる海岸
- 効率的に維持管理できる海岸



- 海岸保全施設の整備
- 砂浜の保全による海岸防護機能の確保
- 効率的かつ効果的な施設の維持管理

《環境・景観》

- さまざまな生物が生息する豊かな海岸
- すぐれた自然景観を有する海岸



- 良好な動植物生息環境の保全
- 自然浄化機能の保全
- 景観に配慮した海岸保全施設の整備
- 流域一環の環境配慮と土砂管理
- 海岸ゴミ対策の実施

《親水・利用》

- 誰もが身近に親しめる海岸
- 安全かつ快適に活動、活用できる海岸



- 生活空間としての海辺の保全
- 海辺へのアクセスの確保とバリアフリー化
- 砂浜の保全による海岸利用の向上
- 関連計画との整合

5 海岸保全の具体的施策

5-1 防護の目標を達成するための施策

防護

■様々な災害から海岸を守るため行うこと

海岸及びその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食などによる災害から守るため、防護すべき地域及び防護水準を定めた上で、実施又は検討する内容をまとめる。

また、老朽化が見込まれる施設の適切かつ効果的な維持管理・更新を推進する。

(1) 海岸の防護の目標

誰もが安全に暮らせる海岸のために、防護すべき地域と防護水準を定める。

海岸防護の目標設定に当たっては、気候変動の影響を踏まえ、2℃上昇シナリオ※を採用し、2100年時点を想定年次として設定する。

※ 2℃上昇シナリオ：地球全体の平均気温が、産業革命前から2100年頃（21世紀末）までに約2℃高くなる将来を想定した予測シナリオ

(2) 防護すべき地域等

① 防護すべき地域

本計画では、高潮・高波や津波、海岸侵食などにより、海岸背後地の人命や財産などに浸水被害が及ぶと予想される地域を「防護すべき地域」とする。

○ 侵食から防護すべき地域

今後、侵食による汀線後退が進むと予想される地域又は、現時点で砂浜の保全・回復が必要とされる地域。

○ 高潮・高波から防護すべき地域

「(3) 防護水準」で定める潮位や波浪の影響により、浸水などの被害が発生すると予想される地域。

○ 津波から防護すべき地域

「(3) 防護水準」で定める設計津波水位が発生した際に、浸水などの被害が発生すると予想される地域。

② 防護の考え方

海岸防護を進めるに当たっては、海岸背後地の住民の生命や財産を災害から守ることを最優先とし、引き続き高潮・高波対策及び津波対策や耐震化などの必要な整備を図る。地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や海岸利用の状況などを勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。

また、海岸保全施設などの整備によるハード対策だけでなく、ソフト対策として沿岸住民などの参加による避難訓練なども実施する。そのため、京都府では津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域及び高潮浸水想定区域の指定をおこなっており、今後、各市町においてハード・ソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策を進める。

さらに、維持管理については、適切な時期に巡視又は点検し、予防保全の考え方にに基づき計画的に進める。

なお、海岸保全施設の整備については、維持管理における老朽化対策などと一体的に実施することで、トータルコストの縮減や事業の効率化を図る。

○ 侵食対策

現状の汀線を保全することを基本的な目標とし、必要に応じて汀線の回復を検討するが、気候変動の影響による海面水位の上昇などにより現状の汀線維持が困難となる場合には、海岸の利用や景観面などへの影響を考慮した上で、適宜、目標の見直しを行う。

気候変動の影響に伴う侵食については、砂浜の地形変化に影響する外力の気候変動影響を定量的に評価することが現時点で難しい一方、海岸侵食は海面上昇の影響などを受けることがほぼ確実である。このため、養浜などの人為的な土砂供給やモニタリングを行いつつ、河川からの土砂供給量の把握を含む総合的な土砂管理の方法を検討し、気候変動の影響予測と組み合わせで順応的に対応していくものとする。

○ 高潮・高波対策

丹後沿岸では、地域ごとに設定した外力に対して、背後地の安全を確保することを基本とし、気候変動に伴う高潮・高波の増大などの影響も踏まえながら、海岸保全施設の相互の機能を活かした面的防護の考え方を含めた施設整備を検討する。

○ 津波対策

津波対策は、2つのレベルの津波を想定することとし、護岸整備高さの目安となる「比較的発生頻度が高い津波（L1津波）」と、住民避難を柱とした総合的な津波防災対策を構築する「最大クラスの津波（L2津波）」に対応する。

(3) 防護水準

気候変動に関する現時点の最新の知見を基に、2℃上昇シナリオを前提に、2100年時点を想定年次として、丹後沿岸で統一的な考え方のもと、防護水準（高潮・高波、津波）を設定する。なお、気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準の見直しを図るものとする。

侵食からの防護については、現状の汀線維持を基本的な目標とするが、長期に渡って侵食が進行している場合や、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を計画する場合には、必要に応じて汀線回復（前進）を図ることとする。

なお、気候変動の影響による海面水位の上昇などにより現状の汀線維持が困難となる場合には、海岸の利用や景観面などへの影響を考慮した上で、適宜、目標の見直しを行う。

高潮・高波などによる越波・浸水被害の防護については、気候変動の影響を考慮して設定した外力に対し、背後地の安全を確保するため施設整備を検討する。この外力の設定に当たっては、台風及び爆弾低気圧を対象としたアンサンブル予測[※]の結果を活用し、平均海面水位の上昇量に加え、高潮による潮位偏差及び波浪の長期変化などの影響分を考慮して設定する（図 1-5-1～図 1-5-2、表 1-5-1）。

なお、沖波に起因する波浪（外洋波）の影響が小さい海岸においては、湾内の風による波浪（湾内発生波）についても考慮し、防護水準を設定する。

※ アンサンブル予測：台風などの発生頻度や台風経路予測の不確実性などを踏まえ、気候変動の影響を考慮した多数かつ長期間の予測計算。これを用いることで、極端現象の将来変化を効率的に評価することが可能である。

$$\text{計画天端高【高潮・高波】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{海面上昇量} + \text{高潮による潮位偏差} \\ + \text{うちあげ高又は越波流量から決まる高さ} + \text{余裕高 (30cm)}$$

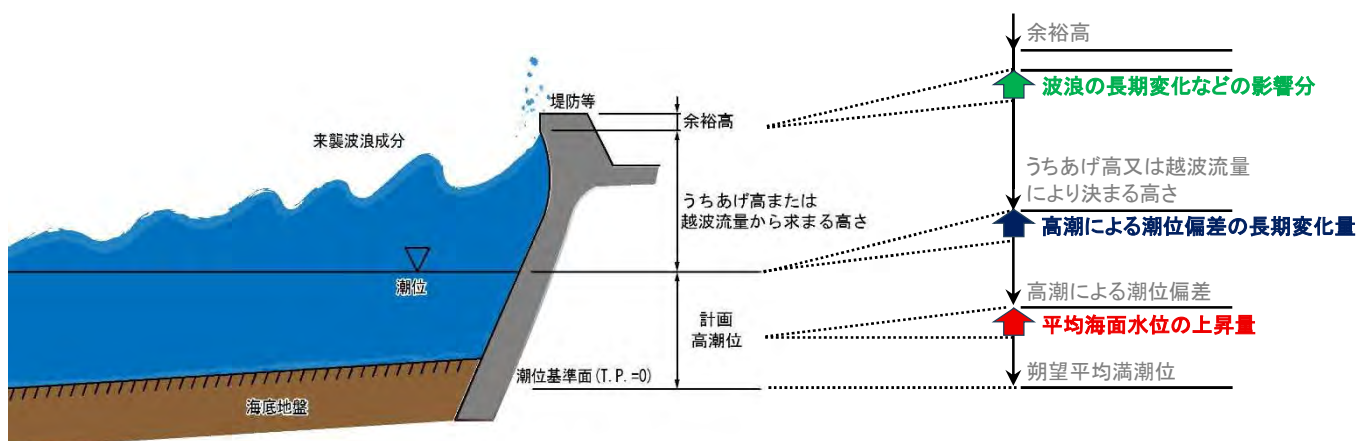


図 1-5-1 高潮・高波による計画天端高の設定方法の模式図

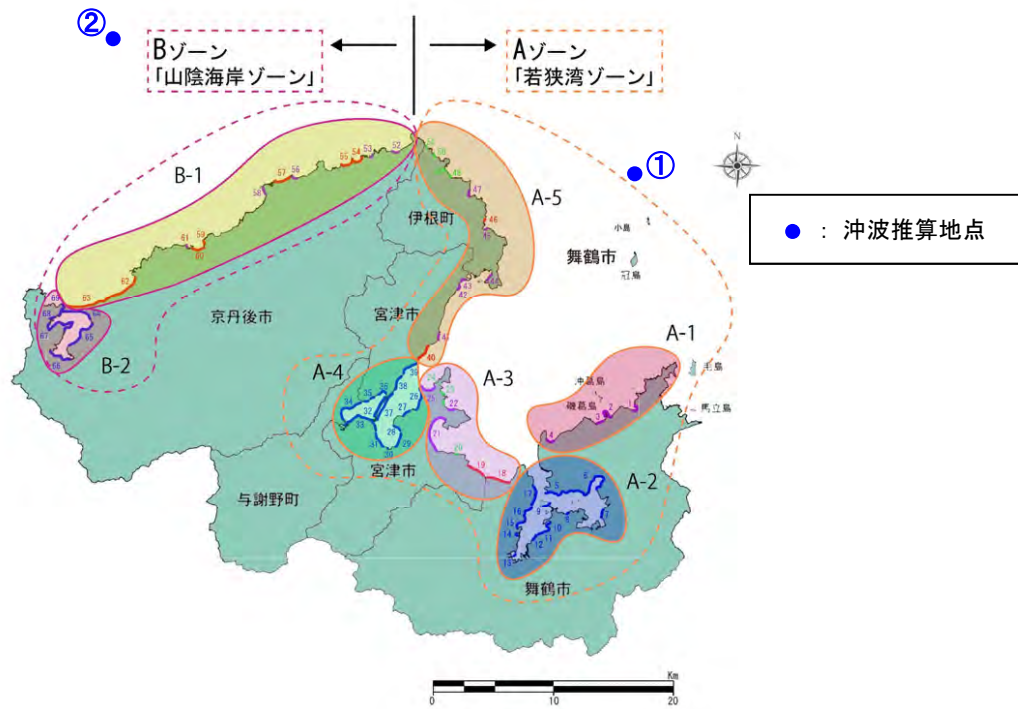


図 1-5-2 高潮・高波に対する計画外力位置図

表 1-5-1 高潮・高波に対する計画外力一覧表

区間	計画高潮位 H. H. W. L. (100年確率) (T. P. +m)	波浪 (30年確率)			風速 (30年確率)	
		沖波推算 地点	波高 H_0 (m)	周期 T_0 (s)	風速 U_{10} [※] (m/s)	
【Aゾーン】 若狭湾 ゾーン	A-1 大浦 ゾーン	1.42	①	7.97	11.46	—
	A-2 舞鶴湾 ゾーン	1.50				26.4
	A-3 由良・栗田 ゾーン	1.46				24.2
	A-4 宮津湾 ゾーン	1.47				24.2
	A-5 宮津・伊根 ゾーン	1.42				24.2
【Bゾーン】 山陰沿岸 ゾーン	B-1 京丹後 ゾーン	1.43	②	10.02	13.35	—
	B-2 久美浜湾 ゾーン	1.43				23.6

※2100年時点で2°C上昇した場合を想定。

※ U_{10} ：海面上10mの高さにおける風速である。

※各湾において外洋波の影響が小さい海岸では、風速に基づく湾内発生波を計画外力として設定する。

また、風速が「-」の海岸であっても、必要に応じて湾内発生波を検討する。

津波に対する計画天端高は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」(平成 23 年 7 月)に基づき、数十年から百数十年に 1 回程度発生する比較的発生頻度が高い津波(L1 津波)を対象にすることとする。天端高は^{さくぼうへいきんまんちょう}朔望平均満潮位に平均海面水位の上昇量及び津波高(せり上がり考慮)と余裕高(30cm)を加えた値とする(図 1-5-3)。

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{平均海面水位の上昇量} + \text{津波高(せり上がり考慮)} + \text{余裕高(30cm)}$$

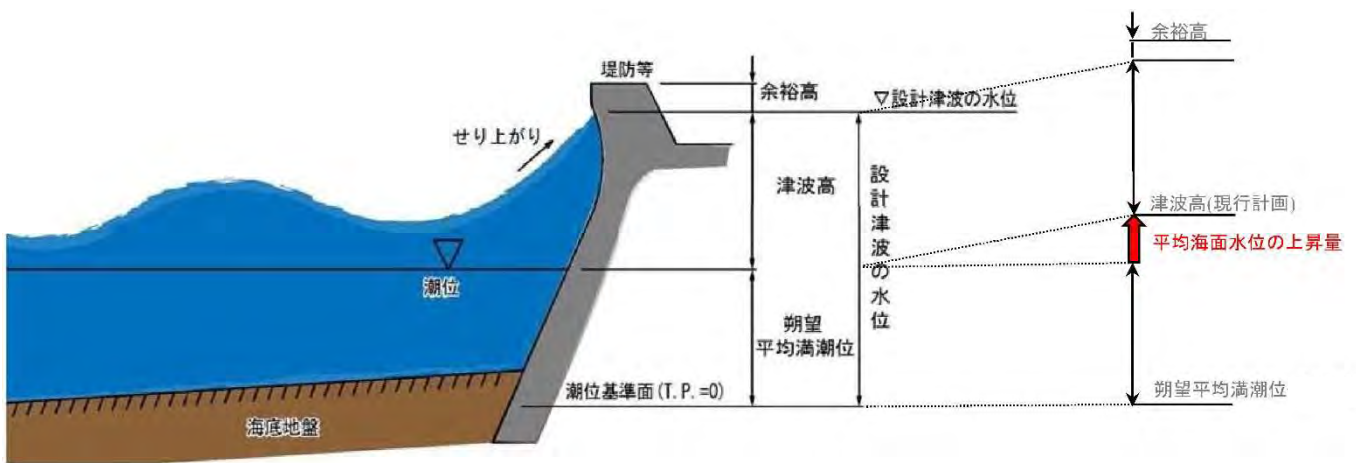


図 1-5-3 設計津波の水位による計画天端高の設定方法の模式図

津波からの防護を検討する海岸については、比較的発生頻度の高い津波（L1 津波）を設計津波水位とする。設計津波水位は丹後沿岸を 11 の地域海岸に区分して設定している（図 1-5-4、表 1-5-2）。

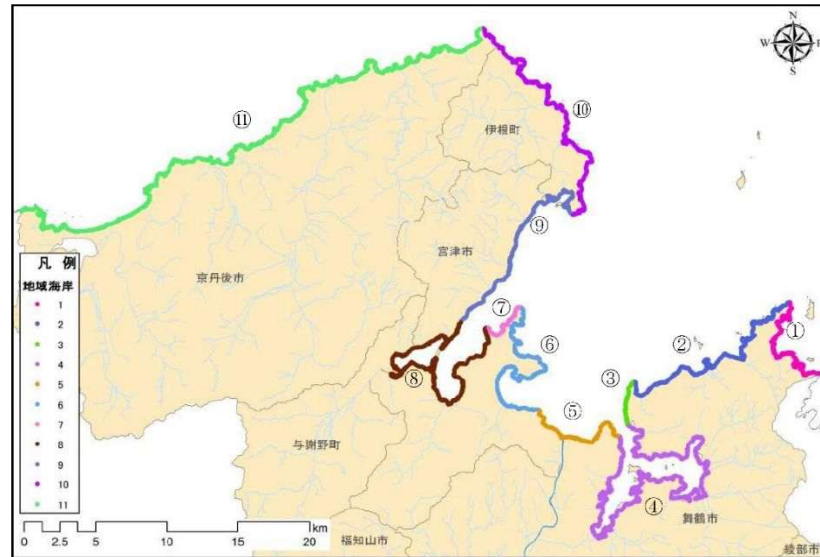


図 1-5-4 地域海岸区分 位置図

表 1-5-2 設計津波水位の一覧

設計津波 地域海岸	地域海岸内の 最大水位 (T.P.+m)		【気候変動考慮前】 設計津波水位 (T.P.+m)	気候変動の影響※1 期望平均満潮位: +0.03m 海面上昇量: +0.32m	設計津波水位 (T.P.+m)※2
	日本海中部 地震津波	北海道南西沖 地震津波			
地域海岸①	1.93	1.79	1.47~1.93	0.35	1.82~2.28
地域海岸②	5.07	3.59	2.65~5.07		3.00~5.42
地域海岸③	1.95	1.09	1.11~1.95		1.46~2.30
地域海岸④	1.33	1.19	1.20~1.55※3		1.55~1.90
地域海岸⑤	2.23	1.53	2.09~2.23		2.44~2.58
地域海岸⑥	2.30	1.68	1.31~2.30		1.66~2.65
地域海岸⑦	1.35	1.08	1.13~1.35		1.48~1.70
地域海岸⑧	1.48	1.15	0.73~1.48		1.08~1.83
地域海岸⑨	1.86	1.92	1.36~1.92		1.71~2.27
地域海岸⑩	3.54	2.38	1.67~3.54		2.02~3.89
地域海岸⑪	4.82	2.58	1.29~4.82		1.64~5.17

※1：2100年時点で2℃上昇した場合を想定。

※2：設計津波水位の数値は、細分化区間単位で集計した水位を最低値～最高値で示している。

※3：地域海岸④舞鶴港大丹生地区内は、設計津波水位の区間が地域海岸区分を跨いでいるため、当地区の設計津波水位の最大値は地域海岸③側の T.P. +1.55m を採用した。

事業の実施に当っては、海岸及び背後地の地形・利用状況・既存施設の種類・配置など、地域特性を踏まえた上で、必要な検討を行うものとする。

(4) 防護の目標を達成するための具体的施策

海岸防護の目標を達成するために検討・実施する基本的な施策を示す。

① 海岸保全施設の整備

海岸保全施設の整備については、防護すべき地域の重要度や緊急性並びに地元要望などの地域ニーズを考慮の上、必要な整備を行うこととし、事業の実施に当たっては、海岸景観や施設周辺の利用状況に配慮し、堤防の嵩上げに限



定するのではなく、関係機関と調整しながら 図 1-5-5 整備された海岸保全施設 必要に応じて面的防護やソフト対策との組み合わせを検討する（図 1-5-5）。

なお、気候変動の予測には不確実性が伴うため、防護水準の見直しを想定し、段階的な整備を含む多層的な柔軟な対策を講じることが重要である。

さらに、既往の施工実績などを基に、地域に適した防護形態や粘り強い構造などについて検討を進めるとともに、所要の防護水準の確保だけでなく、地域特性を踏まえた対策も必要に応じて検討する。

また、水門・陸閘などについて、現地状況を十分考慮の上、統廃合又は常時閉鎖などの検討を進める。

これらの整備については、海岸保全施設の維持管理における老朽化対策などと一体的に行うことで、トータルコストの縮減や事業の効率化を図る。

② 砂浜の保全による海岸防護機能の確保

砂浜は、波浪外力を軽減し、波の侵入を防ぐための極めて有効な防災機能を持っているので、この自然の防護機能を維持していくため、砂浜の維持・保全、回復を図るため適切な手法を用いる。

気候変動の影響に伴う海面上昇や高潮・高波の増大により、砂浜の侵食リスクが高まっており、砂浜の保全対策が必要な海岸においては、養浜などによる応急的手法を行いつつ、必要に応じて、潜堤（人工リーフ）などの構造物による恒久的手法を検討する。

養浜やサンドバイパス、サンドリサイクルなどを実施する海岸においては、必要な養浜量、養浜時期・間隔を設定することが重要である。モニタリングによる砂浜状況の把握を行い、把握結果を基に養浜の計画を評価する。砂浜幅などの実測値を基にした養浜の再評価を行うことで継続的な改善を行い、最適計画の実施に努める（図 1-5-6）。

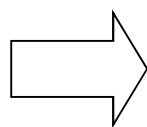


図 1-5-6 養浜の事例

③ 効率的かつ効果的な施設の維持管理

海岸保全施設の急速な老朽化に伴い、維持管理はますます重要なものとなる。施設を良好な状態に保つために長寿命化計画に基づき、定期的な巡視・点検や維持・修繕などを確実に実施することで、効率的かつ効果的な施設の維持管理を推進する（図 1-5-7）。



図 1-5-7 老朽化した海岸保全施設



■海岸の豊かな環境を守り育てるため行うこと

様々な生物が生息する海岸、すぐれた自然景観を有する海岸を未来に引き継いでいくため、実施又は検討する内容をまとめる。

(1) 良好な動植物生息環境の保全

海と陸とが接する海岸は、様々な動植物の宝庫であり、希少な生態系が存在する。このため、生物多様性基本法に定められた、海岸林、砂浜植生、藻場など、自然海岸の相互関連性を重視しつつ、海岸の多様な生態系を保全するよう努める。海岸侵食により消失・後退した砂浜は、必要に応じてその回復を目指した整備を推進する。また、海岸の必要以上の改変は原則として避ける。海岸保全施設や海岸利便

施設の設置などにより、やむを得ず海岸環境に影響を与える場合には、海岸及びその周辺の生物が継続して生育や繁殖できるとともに、より豊かな環境となるよう、水質・底質・海藻の生育環境・海水流動などに十分配慮し、海岸及びその周辺の生物生息環境に極力影響を与えない方法を採用するよう努める(図 1-5-8)。また、



図 1-5-8 海浜の植物

気候変動の影響により、今後動植物の生息環境が変化することが想定されるため、最新の関連研究や調査結果などにより、適宜生息環境を把握することが重要である。

(2) 自然浄化機能の保全

海岸は、曝気機能^{ばっき}や生物浄化など、岩礁や砂浜による自然浄化機能を持っており、これらの保全は重要である。この機能を維持するためにも、海岸、特に汀線付近の形状改変は、できる限り行わないよう努める。現地の状況により、やむを得ず

構造物設置を行う場合などは、海岸及び周辺とのバランスを考慮し、極力良好な水質を確保し、海岸環境を維持できるよう、自然浄化機能の保全に留意した計画を進めるように努める。阿蘇海では環境改善を目指し、平成 19 年 5 月に「阿蘇海環境づくり協働会議」を設置した。「美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例

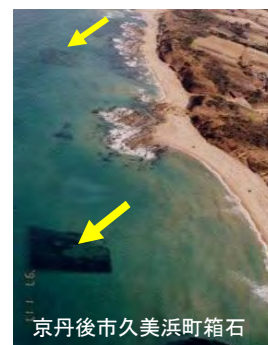


(宮津市)」の制定や「阿蘇海流域ビジョン」により、地域住民・関係団体及び行政が連携を強化するなど、総合的な取り組みを進めており、今後も引き続き総合的な取り組みを継続して環境改善に努める(図 1-5-9)。

図 1-5-9 浄化機能のある砂浜

(3) 景観に配慮した海岸保全施設の整備

海岸防護のため、海岸保全施設などを整備するに当たっては「海岸景観形成ガイドライン」に基づき、各海岸の特性・特徴を踏まえた上で、極力、景観に影響を与えないよう配慮し、必要に応じて関係機関と十分調整を図ることとする。現地の状況により、これによりがたい場合でも、設置する施設が景観を損ねることのないよう、施設の設置目的を十分検証した上で、面的防護やハード・ソフト一体の対策、色彩や材質など周辺の景観とのバランスを考慮した計画とする(図 1-5-10)。 図 1-5-10 景観を妨げない施設【潜堤】



京丹後市久美浜町箱石

(4) 流域一環の環境配慮と土砂管理

海岸は、陸域環境と海域環境の接合域で、陸域環境は、海域環境に大きな影響を及ぼす。森林と漁業との関係が近年注目されており、森林の栄養分を含んだ水が河川を通じて海に流れ、漁場に良い影響を与えるとされることから、植林が行われている事例がある。また、森林への降雨は、溪流・河川を通じて海岸に土砂を供給することから、これに配慮した治山・砂防・河川施設の整備も海岸保全上、重要である。

このように、良好な海岸を保つため、海岸管理者も森林・河川などの状況を常に注視し、流域一環の環境配慮、総合的な土砂管理が行えるように、関係機関との連携強化を図るなどの対応に努める(図 1-5-11)。



京丹後市大宮町内山

図 1-5-11 内山のブナ林

(5) 海岸ゴミ対策の実施

丹後沿岸の海岸でも、投棄ゴミや国内外からの大量の海岸漂着物などが近年多くなっており、海岸の環境を損ねている。このような状況を受け、令和3年に改定された「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」を基に、日常の海岸清掃に加え、海岸漂着物などの発生を抑制し、海岸におけるゴミの不法投棄防止を推進している。

海岸ゴミを減らすためには、海岸管理者のみでなく、広域的な取り組みが必要である。管理者の対応としては、ゴミ発生抑止の啓発活動を積極的に行い、発生した海岸ゴミの清掃処理については、関係自治体や地域組織、団体などとの密な連絡、調整に努める。また、台風などによる大規模漂着ゴミについては、国の補助制度を活用するなど、迅速な除去に努める(図 1-5-12)。



図 1-5-12 海岸ゴミの状況

5-3 公衆の適正な利用を促進するための施策

親水 ・ 利用

■誰もが利用しやすい海岸を創るため行うこと

身近に親しめ、安全かつ快適に活動、活用できる海岸づくりを目標に、地域の人々や訪れる人々の様々な利用を促進するため実施、検討する内容をまとめる。

(1) 生活空間としての海辺の保全

丹後沿岸は、そのほとんどの地域で山が海まで迫り、平地が少ないという地形的特徴を有している。地域生活は、以前から海、海岸と密接な繋がりを有してきた。

したがって、各海岸は、食料採取の場として、近隣との交流の場として、地域の祭りなどの場として、子供たちの遊び場や天然の教室としてなど、多種多様な役割を担ってきた「海辺」であり、これを踏まえた保全に努める。

既存海岸保全施設の設置により、主として砂浜へのアクセスが悪化している海岸があるので、その改善に努め、今後、施設設置により、海岸の形状を改変するような場合には、地域の生活の場としての海岸の役割を十分認識し、地元の意見を反映し、その地域の生活利用に十分配慮するよう努める（図 1-5-13）。



図 1-5-13 のり採取の様子

(2) 海辺へのアクセスの確保とバリアフリー化

海岸を利用する人々のアクセス施設を必要な箇所において確保する。子供からお年寄り、障がいを持つ人々の利用や、マリンスポーツなど、様々なタイプの海岸利用について、安全性・快適性を確保し、各海岸の特性を活かした将来的な可能性や地元の情報、意向を十分考慮し、利用度の向上を図る（図 1-5-14）。



図 1-5-14 スロープの整備
舞鶴市神崎

(3) 砂浜の保全による海岸利用の向上

砂浜は、人々が容易に足を踏み入れることができるので、地域住民、来訪者を問わず、海岸に親しむ場としてすぐれたものである。侵食から砂浜を守ることで、高い利用度が維持できるので、砂浜の保全に積極的に取り組むこととし、観光的側面だけでなく、地域住民の利用も十分に考慮する（図 1-5-15）。



天橋立（文珠側）

図 1-5-15 砂の堆積により広い砂浜を形成

(4) 関連計画との整合

「京都府総合計画」において、観光は丹後沿岸の主産業のひとつとして位置付けられており、各市町の総合計画においても、誘客は重要な地域振興の柱となっている。

とりわけ「海岸」は、その全てが重要な観光資源といえる。したがって、海岸保全施設の新設・改良などの計画によって、海岸を改変しようとする時は、その海岸の持つ観光資源としての価値を損なわないよう、また、より価値あるものとするよう留意するものとする。また、海岸の状況により、背後地の道路や公園と連携した海岸保全施設の整備や海岸保全施設自体を観光資源として位置付け、整備を進めるなど、関連計画との整合を図る（図1-5-16）。



図 1-5-16 海水浴

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1 整備ゾーンと保全の方向性

1-1 ゾーニング

(1) ゾーン区分

海岸保全施設の整備に当たっては、第1章でまとめた海岸保全の方向性に従い計画するものであるが、複雑な地形の丹後沿岸において、複数の海岸管理者が多くの箇所で整備を行うことになるため、地域としての連続性や統一性を損なわないよう、地形条件を中心に社会経済条件や生活文化圏、行政区界などによって海岸をいくつかのゾーンに区分し、ゾーンごとに大まかな指針を定めることとする（図2-1-1）。

■ ゾーン区分の検討項目

自然条件：海岸及び背後の地形、流入河川等

社会経済条件：背後地の土地利用、港湾・漁港などの利用形態等

生活文化圏：通勤、通学、買物などのいわゆる生活圏等



丹後沿岸の大部分が典型的なリアス海岸であり、湾・岬・河川・背後の尾根や谷などによりエリアを作る。このエリアが主要因となり行政区界、経済圏、生活圏などを形成していく。

海を利用する産業など、社会経済条件によってもいくつかのエリアをつくる。

生活文化圏は、交通ルートや手段によりエリアを形成する。陸上交通が発達していなかった昔は、海上交通などを利用し図のようなエリアを形成していたと考えられる。

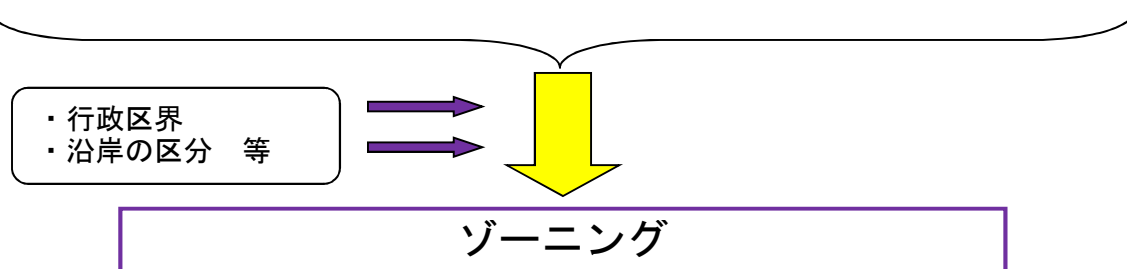


図2-1-1 ゾーニング区分の検討

(2) ゾーニング図

ゾーン設定の考え方

- ・ 経ヶ岬を挟んで地形が大きく変化し波浪の状況が大きく異なる（自然条件）
- ・ 海を利用する産業では丹後半島西側は漁業中心、東側は観光中心（社会経済条件）
- ・ 過去からの地域交流圏は経ヶ岬の西側と東側に大別できる（生活文化圏）

以上より経ヶ岬を境にして大きく2つのゾーン「A：若狭湾ゾーン」と「B：山陰海岸ゾーン」に区分し、また地域の特徴を考慮することにより丹後沿岸を図2-1-2のようにゾーニングする。

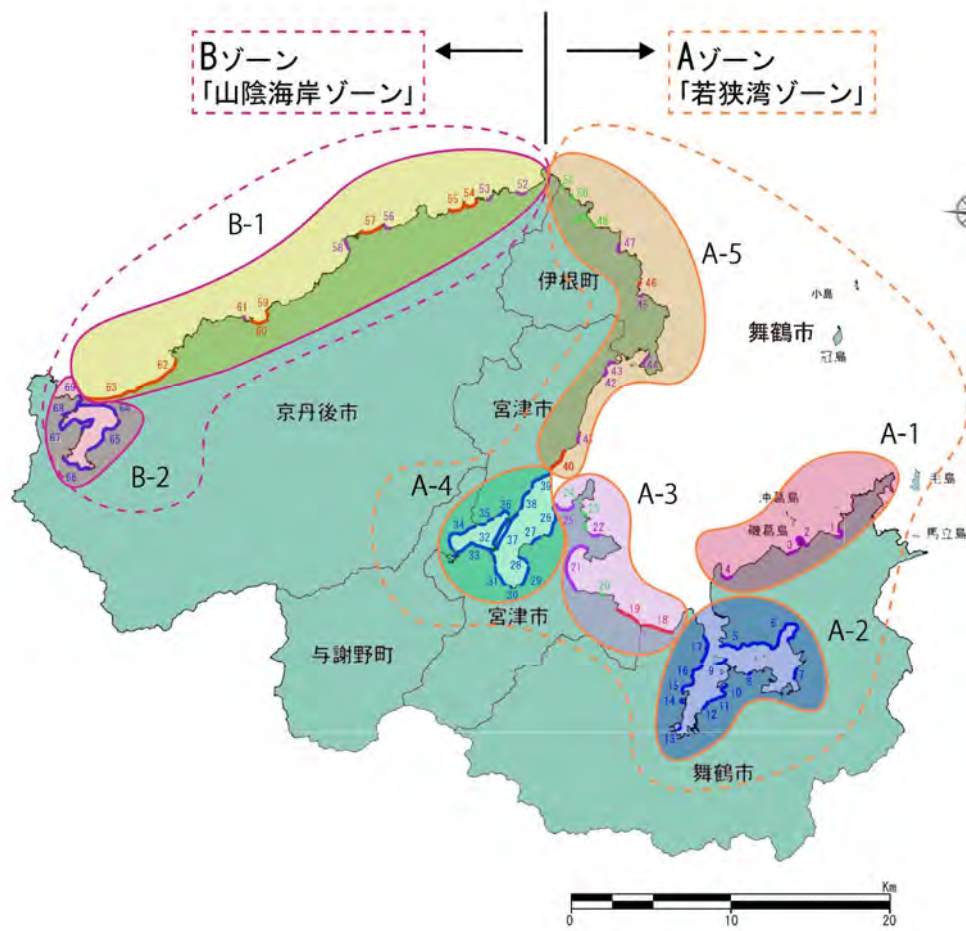


図 2-1-2 ゾーニング

(3) 各ゾーンの整備方針

設定した各ゾーンについて、概要・特徴、海岸保全施設の整備に関する考え方を示す。

Aゾーン(若狭湾ゾーン)

A-1:大浦ゾーン

半島と入り江が続き、ポケット的に砂浜と漁村が点在する。豊かな漁場であるとともに、良好な景観を有する海水浴場があるゾーンである。

〈 防護 〉

・背後地の漁村や集落などを守るため、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した津波や高潮・高波、侵食に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策も組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

・若狭湾国立公園に指定されており、希少な動植物の生育場の保全に努める。
・漁業などの生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園などの海洋レクリエーション機能の向上を図る。

A-2:舞鶴湾ゾーン

湾内に幾つもの浮島が点在し、その眺望は近畿百景第1位である。また、海軍ゆかりの地として多数の面影を残す建造物など、古くから発達している港町ゾーンである。

〈 防護 〉

・古くから整備が進められてきたゾーンであり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

・背後地の舞鶴赤れんがパークなどやすぐれた環境の適切な維持・保全に努める。
・交流の拠点となる港湾機能の強化を図る。
・港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。

A-3:由良・栗田ゾーン

由良川の河口に位置し、美しい砂浜と松林があり、あんじゅ安寿とずしおう厨子王伝説の舞台となったゾーンである。

〈 防護 〉

- ・侵食が進んでいる海岸については、潜堤(人工リーフ)などによる砂浜の保全を図る。
- ・砂浜地形などの自然特性を踏まえ、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。
- ・漁業、海水浴利用などがあることから、各地域に合った海岸保全施設を検討する。

A-4:宮津湾ゾーン

日本を代表する観光資源(天橋立)を有する。丹後地域を牽引する交流拠点ゾーンである。

〈 防護 〉

- ・天橋立を中心とする宮津湾周辺は、海岸保全施設の整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・天橋立と調和したすぐれた海岸景観の保全を図る。
- ・観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。

A-5:宮津・伊根ゾーン

日本を代表する観光資源(伊根の舟屋)を有する。定置網漁を中心とした漁業の生活文化を今に残すノスタルジアあふれるゾーンである。

〈 防護 〉

- ・背後に漁村が密集する地域があり、人命や資産を守るため、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を推進する。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている伊根の舟屋などの貴重な建造物の保全に努める。
- ・漁業、海水浴利用などがあることから、各地域に合った海岸保全施設を十分検討する。

Bゾーン(山陰海岸ゾーン)

B-1:京丹後ゾーン

丹後半島のほぼ先端に位置し、立岩、屏風岩、丹後松島など、岩礁の織りなす絶景と、ポケットビーチや広大な砂浜が存在する美しい自然海岸である。自然豊かな地形が特徴的なゾーンである。

〈 防護 〉

- ・冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、離岸堤や潜堤（人工リーフ）など、海岸保全施設により対策を行う。
- ・砂浜地形などの自然特性を踏まえ、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・自然公園や山陰海岸ジオパークに認定されており、貴重な地形や自然環境、動植物などの保全・回復に努める。
- ・自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場などの海洋レクリエーション機能の向上を図る。トウテイランなどの希少な海浜植物などの保全に努める。

B-2:久美浜湾ゾーン

白砂青松の小天橋を中心に美しい浜が点在する。また、久美浜湾内はカキの養殖が盛んであり、入り組んだ地形が織りなす美しい景観が形成されているゾーンである。

〈 防護 〉

- ・比較的古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。

〈 環境/景観・親水/利用 〉

- ・親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繋がりの向上を図る。

2 海岸保全施設の新設又は改良

2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

それぞれのゾーン内において「各ゾーンの整備方針」を踏まえつつ、海岸保全施設の整備区域を設定する。

2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

海岸保全施設の新設又は改良の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図 (1) ～ (8) に示す。

< 施設の種類 >

- 前章で設定した防護水準を確保するよう、護岸などの配置計画を示す。なお、実施に当たっては、気候変動予測の不確実性、経済性、地形条件、地元の意見などを踏まえ、必要に応じて段階的整備や面的防護などによる複合的な対策、ソフト対策も組み合わせるなど、多層的で柔軟な対策の検討を行う。
- 整備する海岸保全施設の種類は、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤（ヘッドランド含む）、潜堤（人工リーフ）などとする（図 2-2-1）。

< 施設の規模 >

- 表中の計画天端高は、各海岸の代表断面において、2100 年時点で 2℃上昇した場合を想定し、高潮・高波に対して必要となる高さ（津波に対して必要となる高さ）を比較して、高い方の値に余裕高を加えて設定した。実施にあたっては、現地の地形条件や地元の意見などを踏まえ、各施設において対策案を検討し、整備内容を決定する。

< 施設の配置 >

- 現況汀線（海岸線）沿いの配置とするが、実施に当たっては詳細な検討を行う。



図 2-2-1 整備する海岸保全施設の種類

2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況

海岸保全施設の整備によって、高潮・高波や津波、海岸侵食などから防護される受益地域及び背後の土地利用状況などを基本計画図（1）～（8）に示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況を表 2-3-1 に示す。

3 海岸保全施設の維持又は修繕

3-1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、海岸及びその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食などによる災害から防護しており、長期間供用される施設である。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。

3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図 (1) ～ (8) に示す。

3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化・変形などの把握に努め、護岸のひび割れや堤体のクラックや堤体の空洞化など構造物の異常が認められた時には、状況に応じて適切に対処し、防護機能の維持を図る。地震、津波、高潮などの発生後など、必要に応じて緊急点検を実施する。

海岸保全施設を良好な状態に保つために、海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、定期的な巡視・点検や維持又は修繕を確実に実施する。

- 堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁等
施設前面の洗掘、沈下などの損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤・消波工、潜堤（人工リーフ）
洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下などを定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 砂浜
浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクルなどの適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂などを活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。

海岸保全施設の維持又は修繕の方法を表 2-3-1 に示す。

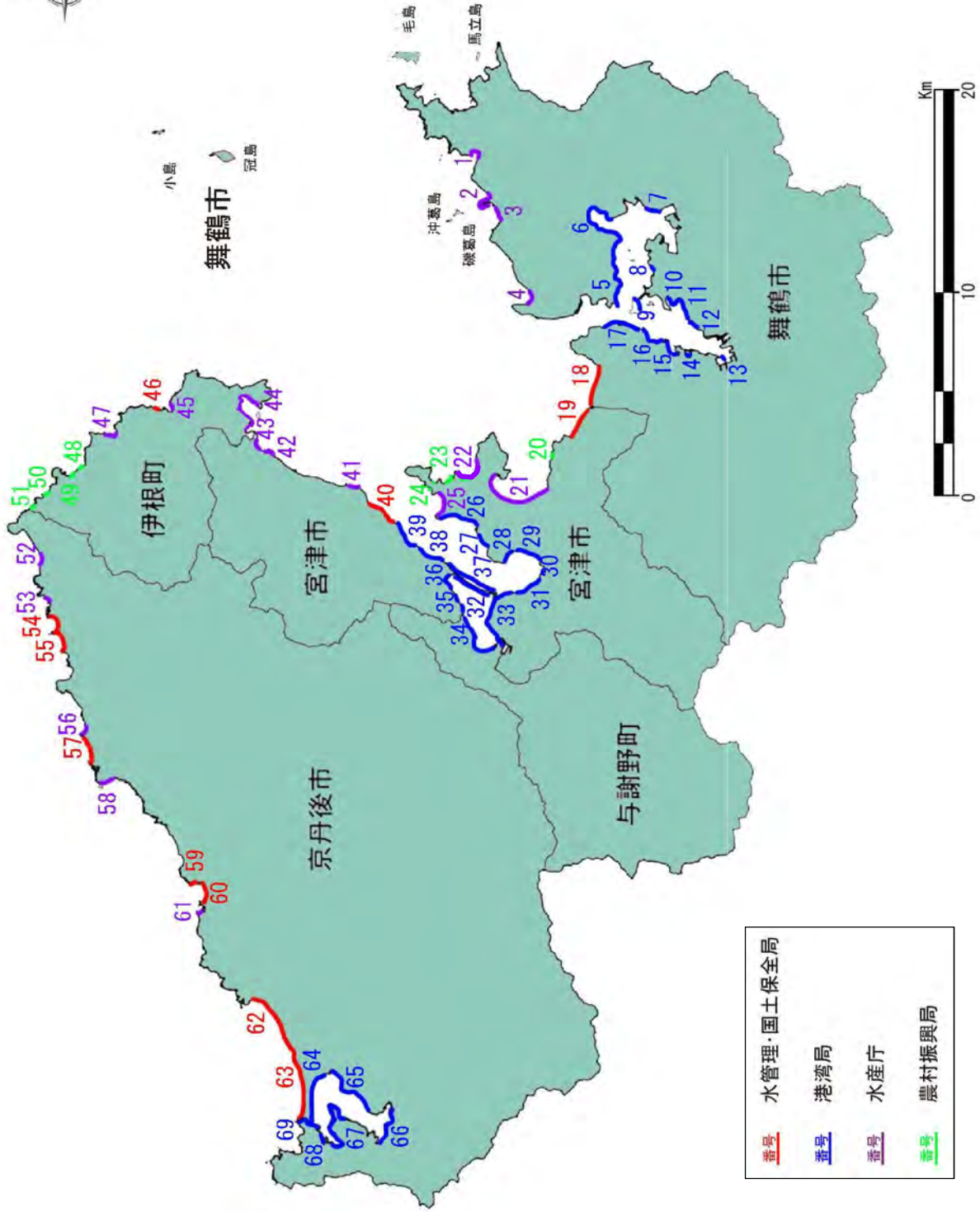


图 2-3-1 海岸保全区域 位置图

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン区分	No.	海岸・地区名	所管	市町村名	管理	海岸保全区域延長 (m)	施設	計画 ^{※1}		規模(現況)		規模(新設・改良)		規模(維持修繕)		受益地域の状況		維持または修繕の方法	備考	
								新設	改良	延長 (m)	代表断面 (T.P.+m)	天端高 ^{※3} (代表断面)		延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} (代表断面)	延長 ^{※2} (m)	状況			地域
												延長	代表断面							
A-1	1	野原港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	937	護岸	●	160	4.00	4.24	3.18	4.24	160	4.24	舞鶴市野原の一部	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	2	鹿野浜海岸(小幡地区)	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,518	突堤	●	128	1.00~1.50		2.87	3.54	257	3.54	舞鶴市小幡の一部	住宅地、森林、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	3	三浜地区海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,175	護岸	●	244	1.60~2.60	1.60	3.60	3.71	454	4.10	舞鶴市三浜の一部	住宅地、道路、森林	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	4	油断港海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	789	護岸	●	783	3.30~4.10	3.30	3.41	3.41	783	3.41	舞鶴市瀬崎の一部	住宅地、道路、森林	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
A-2	5	舞鶴港 佐波草地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	4,670	護岸	●	4,670	1.47~1.67	1.67	2.57	1.98	4,670	2.47	舞鶴市佐波草の一部	工業用地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	6	舞鶴港 平地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,740	護岸	●	2,229	1.92~1.67	1.67	2.62	1.98	2,229	2.62	舞鶴市平の一部	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	7	舞鶴港 大波地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,339	護岸	●	1,257	1.67~2.87	1.97	2.64	1.98	1,257	2.64	舞鶴市大波下の一部	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	8	舞鶴港 長浜地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	332	護岸	●	332	1.67	1.67	2.67	1.98	332	2.67	舞鶴市長浜の一部	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	9	舞鶴港 芦島地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	960	護岸	●	840	1.97	1.97	2.52	—	840	2.52	舞鶴市芦島の一部	公園	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	10	舞鶴港 加東地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	216	護岸	●	187	0.67~1.67	1.67	1.98	1.84	187	1.98	舞鶴市加東の一部	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	11	舞鶴港 和田地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,719	護岸	●	1,719	1.17~1.87	1.87	2.66	1.98	1,719	2.66	舞鶴市和田の一部	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	12	舞鶴港 二原地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	529	護岸	●	460	1.87	1.87	2.11	1.98	460	2.11	舞鶴市二原の一部	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	13	舞鶴港 幸多地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	383	護岸	●	383	1.77	1.77	2.17	1.98	383	2.17	舞鶴市幸多の一部	海岸緑地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	14	舞鶴港 大野地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	761	護岸	●	616	1.17~3.87	1.47	1.98	1.80	616	1.98	舞鶴市大野の一部	住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	15	舞鶴港 吉田地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,760	護岸	●	1,182	1.17~1.87	1.67	2.61	1.98	1,182	2.61	舞鶴市吉田の一部	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
A	16	舞鶴港 青井地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,000	護岸	●	1,806	0.97~3.77	1.67	2.36	1.98	1,806	2.36	舞鶴市青井の一部	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	17	舞鶴港 白杉地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,340	護岸	●	2,006	1.87	1.87	2.68	1.98	2,006	2.68	舞鶴市白杉の一部	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	18	神崎海岸	(河)	舞鶴市	京都府	1,672	護岸	●	1,672	3.79~4.00	4.00	4.17	2.74	1,672	4.17	舞鶴市神崎の一部	住宅地、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
A-3	19	田島海岸	(河)	宮津市	京都府	1,372	護岸	●	1,372	4.00~4.12	4.00	3.12	2.88	1,372	4.00	宮津市由良の一部	住宅地、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	20	高島海岸	(河)	宮津市	宮津市	114	堤防	●	114	4.08	4.08	5.03	1.96	114	5.03	宮津市由良の一部	農地	地震や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施		
	21	森田港海岸	(水)	宮津市	宮津市	4,289	護岸	●	2,074	1.50~2.50	2.00	3.80	2.21	2,074	3.80	宮津市森田の一部	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	22	高島港海岸	(水)	宮津市	宮津市	828	護岸	●	98	4.00~4.10	4.10	5.34	2.30	98	5.34	宮津市島路の一部	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
※1	23	島崎海岸	(港)	宮津市	宮津市	459	堤防	●	459	4.31	4.31	2.88	2.88	459	4.31	宮津市島路の一部	住宅地、農地	地震や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施		
	24	田井海岸	(港)	宮津市	宮津市	35	堤防	●	30	2.39~2.49	2.39	2.93	1.78	30	2.93	宮津市田井の一部	農地	地震や津波、高潮等の発生後に必要な場合は緊急点検を実施		
	25	田井(真田)港海岸	(水)	宮津市	宮津市	1,500	護岸	●	608	2.30	2.30	3.64	2.00	1,500	3.64	宮津市田井の一部	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地震、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		

※1 海岸警備や利用状況等を踏まえ、面的防護も含めて最適な工法を決定し、海岸保全施設を整備することとし、「施設」の種類や「計画」、「配置」を整理する。

※2 「規模(新設・改良)」及び「規模(維持修繕)」の延長は、事業実施時の現地調査や測量、設計等に基つき、適切な値に調整する。

※3 「天端高(代表断面)」は2010年時点の代表断面を想定とし、代表断面で算出した計画天端高であるため、事業実施時には代表断面以外の断面の間隔において、より詳細な検討を実施したうえで、適切な値に調整する。

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン/区分	No.	海浜保全区域延長	管理	市町村名	所管	海浜地区名	施設改良	規模(現況)			規模(新設・改良)			計画		受益地域の状況		備考	
								延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	代表断面 (T.P.+m)	延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} (代表断面) (T.P.+m)	延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} (代表断面) (T.P.+m)	延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} (代表断面) (T.P.+m)	地域		状況
A-1	26	宮津港 田井中央地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	1,714	1.96~2.36	1.96	1,714	2.94	1,714	2.94	(T.P.+m)	宮津市田井の一部 宮津市矢野の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	27	宮津港 獅子地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	1,150	1.96~2.36	2.36	1,150	2.68	1,150	2.68	(T.P.+m)	宮津市獅子の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	28	宮津港 獅子地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	596	1.66~2.22	1.66	596	2.03	596	2.03	(T.P.+m)	宮津市獅子の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	29	宮津港 波路地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	1,533	1.66~1.96	1.96	1,533	2.65	1,533	2.65	(T.P.+m)	宮津市波路町の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	30	宮津港 島崎島地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	710	1.09~2.21	1.96	710	2.97	710	2.97	(T.P.+m)	宮津市島崎の一部	商業用地、住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	31	宮津港 杉ノ末地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	804	1.12~1.96	1.12	804	2.65	804	2.65	(T.P.+m)	宮津市杉末の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	32	宮津港 文殊地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	3,885	0.72~2.26	1.66	3,885	2.01	3,885	2.01	(T.P.+m)	宮津市文殊の一部	商業用地、住宅地、道路、公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	33	宮津港 須津地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	2,560	1.56~1.82	1.82	2,560	2.42	2,560	2.42	(T.P.+m)	宮津市須津の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	34	宮津港 岩海地区海岸	京都府	京都府	(港)	与野町	護岸	●	3,650	1.02~1.56	1.56	3,650	2.00	3,650	2.00	(T.P.+m)	与野町岩海の一部 与野町岩海の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	35	宮津港 清原地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	1,144	1.42~1.56	1.56	1,144	2.09	1,144	2.09	(T.P.+m)	宮津市清原の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	36	宮津港 大塚地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	589	1.56	1.56	589	2.30	589	2.30	(T.P.+m)	宮津市大塚の一部 宮津市江尻の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	37	宮津港 大塚地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	3,600	0.72~0.86	1.16	3,600	2.05	3,600	2.05	(T.P.+m)	宮津市大塚の一部 宮津市江尻の一部	公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	38	宮津港 江尻地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	2,448	1.56~2.66	2.66	2,448	3.31	2,448	3.31	(T.P.+m)	宮津市江尻の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	39	宮津港 日置地区海岸	京都府	京都府	(港)	宮津市	護岸	●	1,244	2.62~3.36	3.36	1,244	3.73	1,244	3.73	(T.P.+m)	宮津市日置の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	40	日置海岸	京都府	京都府	(河)	宮津市	護岸	●	1,157	2.31	2.31	1,157	3.88	1,157	3.88	(T.P.+m)	宮津市日置の一部	住宅地、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	41	養老港海岸 (崖地区)	宮津市	宮津市	(水)	宮津市	護岸	●	206	3.90	3.90	206	5.21	206	5.21	(T.P.+m)	宮津市里波見の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	42	養老港海岸 (崖地区)	宮津市	宮津市	(水)	宮津市	護岸	●	452	1.50~3.00	1.50	452	2.79	452	2.79	(T.P.+m)	宮津市里波見の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	43	養老港海岸 (大島地区)	宮津市	宮津市	(水)	宮津市	護岸	●	834	1.40~3.00	1.40	834	2.70	834	2.70	(T.P.+m)	宮津市大島の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	44	伊根港海岸	伊根町	伊根町	(水)	伊根町	護岸	●	1,645	1.00~1.10	1.10	1,645	2.27	1,645	2.27	(T.P.+m)	伊根町日出の一部 伊根町平田の一部	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	45	津浦海岸	伊根町	伊根町	(水)	伊根町	護岸	●	496	3.15~5.00	5.00	496	5.72	496	5.72	(T.P.+m)	伊根町津母の一部	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	46	津母海岸	京都府	京都府	(河)	伊根町	護岸	●	180	4.84~5.00	5.00	180	4.58	180	4.58	(T.P.+m)	伊根町津母の一部	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	47	浦島海岸	伊根町	伊根町	(水)	伊根町	護岸	●	352	3.50~4.00	4.00	352	5.24	352	5.24	(T.P.+m)	伊根町本庄浜の一部	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生等必要に応じて緊急点検を実施する
	48	ヤベタ海岸	伊根町	伊根町	(農)	伊根町	堤防	●	145	4.50	4.50	145	4.58	145	4.58	(T.P.+m)	伊根町の一部	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施
	49	久備海岸	伊根町	伊根町	(農)	伊根町	堤防	●	136	4.30	4.30	136	4.71	136	4.71	(T.P.+m)	伊根町浦入の一部	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施
	50	カマヤ白石海岸	伊根町	伊根町	(農)	伊根町	堤防	●	214	6.10	6.10	214	7.52	214	7.52	(T.P.+m)	伊根町浦入の一部	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施
	51	カマヤ海岸	伊根町	伊根町	(農)	伊根町	堤防	●	159	6.60	6.60	159	6.63	159	6.63	(T.P.+m)	伊根町浦入の一部	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施

※1 海岸線や利用状況等に基づき、面的防衛も含めて普通な工法を運用して海岸保全施設を整備することとし、通常「施設」の種類や「計画」、「配置」を見直す。

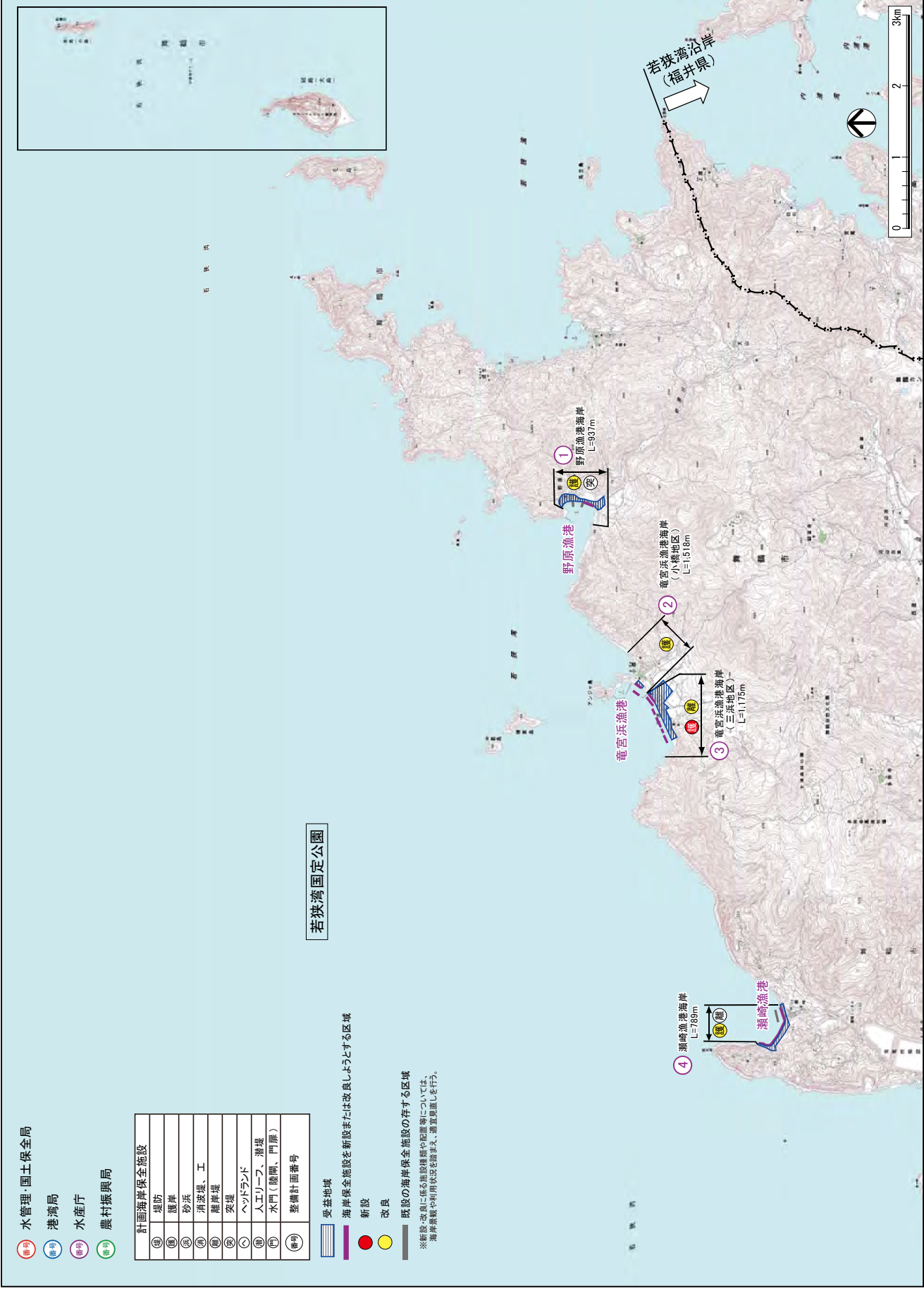
※2 「規模(新設・改良)」及び「規模(維持修繕)」の延長は、事業実施時の現地調査や測量、設計等に基づき、適切な断面に設定する。

※3 「天端高(代表断面)」は2次元断面から算出した天端高であるため、事業実施時には代表断面以外の断面も含め、施設全体(または事業対象区間)において、より詳細な検討を実施したうえで、適切な断面に調整する。

表2-3-1 海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン区分	No.	海岸・地区名	所管市町名	管理	海保保型延長	施設 ^{※1}	計画 ^{※1}		規模(現況)		配置 ^{※1}		受益地域の状況		維持または修繕の方法	備考		
							新設	改良	延長(m)	天端高(T.P.+m)	代表断面(T.P.+m)	規模(新設・改良)		地域			状況	
												延長 ^{※2} (m)	天端高 ^{※3} (T.P.+m)					高潮・高波 ^{※3} (T.P.+m)
B-1	52	岫志漁港海岸	(水)京丹後市	京丹後市	1,105	護岸	●	106	3.20~4.00	3.20	5.65	5.65	106	5.05	京丹後市丹後町岫志の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	53	中浜漁港海岸	(水)京丹後市	京丹後市	1,400	護岸	●	612	4.00~4.50	4.44	4.76	4.76	612	4.76	京丹後市丹後町中浜の一部	住宅地、道路、墓地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	54	久保漁港	(河)京丹後市	京丹後市	705	護岸 人工リーフ	●	200	-0.50	4.50	6.80	-0.50	505	6.80	京丹後市丹後町久保の一部	住宅地、農地、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	55	上野字海岸	(河)京丹後市	京丹後市	870	護岸	●	256	4.15~4.50	4.50	4.88	4.88	256	3.61	京丹後市丹後町上野の一部	住宅地、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	56	竹野漁港海岸	(水)京丹後市	京丹後市	417	護岸	●	197	4.50	4.50	5.81	5.81	197	5.47	京丹後市丹後町竹野の一部	住宅地、道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	57	後ヶ浜海岸	(河)京丹後市	京丹後市	1,140	護岸 人工リーフ	●	74	2.50	6.50	7.54	7.54	744	2.94	京丹後市丹後町間入の一部	住宅地、農地、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	58	小川漁港海岸	(水)京丹後市	京丹後市	907	護岸	●	74	2.50	2.50	4.30	4.30	74	2.96	京丹後市丹後町間入の一部	公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	59	小浜海岸	(河)京丹後市	京丹後市	432	護岸	●	328	3.10	3.10	3.17	3.17	328	2.86	京丹後市丹後町小浜の一部	住宅地、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	60	城芝川海岸	(河)京丹後市	京丹後市	1,222	護岸 突堤	●	230	4.30~4.50	4.50	4.89	4.89	1,270	3.19	京丹後市丹後町城芝川の一部	住宅地、道路、公園	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	61	浅高川漁港海岸	(水)京丹後市	京丹後市	90	護岸	●	90	2.60	2.60	3.25	3.25	90	3.19	京丹後市丹後町浅高川の一部	住宅地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
62	浜田海岸	(河)京丹後市	京丹後市	2,283	護岸 護岸堤	●	280	4.24~4.50	4.50	3.03	2.52	1,070	2.52	京丹後市丹後町浜田の一部	住宅地、農地、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
63	久美浜海岸 (新石巻野津海岸)	(河)京丹後市	京都市	4,688	護岸 人工リーフ	●	1,540	2.00	3.50	3.78	3.78	4,698	3.28	京丹後市久美浜町藤野の一部	住宅地、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
64	久美浜港 桑島野地区海岸	(港)京丹後市	京都市	3,590	護岸	●	2,708	0.71~2.37	1.87	2.68	2.68	2,708	1.94	京丹後市久美浜町桑島の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
65	久美浜港 浦明神地区海岸	(港)京丹後市	京都市	3,690	護岸 砂浜 突堤	●	3,633	1.17~1.87	1.87	2.18	2.18	3,633	1.94	京丹後市久美浜町浦明の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
B-2	66	久美浜港 志保海岸	(港)京丹後市	京都市	3,100	護岸	●	2,657	1.07~1.87	1.87	2.39	2.39	2,657	1.94	京丹後市久美浜町志保の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	67	久美浜港 大崎海岸	(港)京丹後市	京都市	4,570	護岸	●	2,488	1.17~1.87	1.87	2.37	2.37	2,488	1.94	京丹後市久美浜町大崎の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	68	久美浜港 大向地区海岸	(港)京丹後市	京都市	1,040	護岸	●	563	1.07~1.87	1.27	2.05	2.05	563	1.94	京丹後市久美浜町大向の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	69	久美浜港 大向地区海岸	(港)京丹後市	京都市	3,235	護岸	●	1,967	1.27~2.67	1.87	2.12	2.12	1,967	1.99	京丹後市久美浜町大向の一部	住宅地、道路、農地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	70	久美浜港 大向地区海岸	(河)水管理(国土保全局、(港)津井)	津井町	津井町	2,283	護岸	●	280	4.24~4.50	4.50	3.03	2.52	1,070	2.52	京丹後市丹後町浜田の一部	住宅地、農地、森林	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する

※1 海岸保型延長等を含め、面的防備も含めて算出された工事費として算出している。なお、この算出方法は、国土交通省「海岸保全施設整備費算出マニュアル」に基づき算出している。また、「海岸保型延長」は、国土交通省「海岸保全施設整備費算出マニュアル」に基づき算出している。
 ※2 「規模(新設・改良)」及び「天端高」は、代表断面での算出値を示す。
 ※3 「天端高(代表断面)」は、2℃上昇シナリオを想定年次とし、代表断面で算出した計画天端高であるため、事業実施時には代表断面以外の断面も含め、施設全体(または事業対象区間)において、より詳細な検討を実施したうえで、適切な値に調整する。



- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 水産庁
- 農村振興局

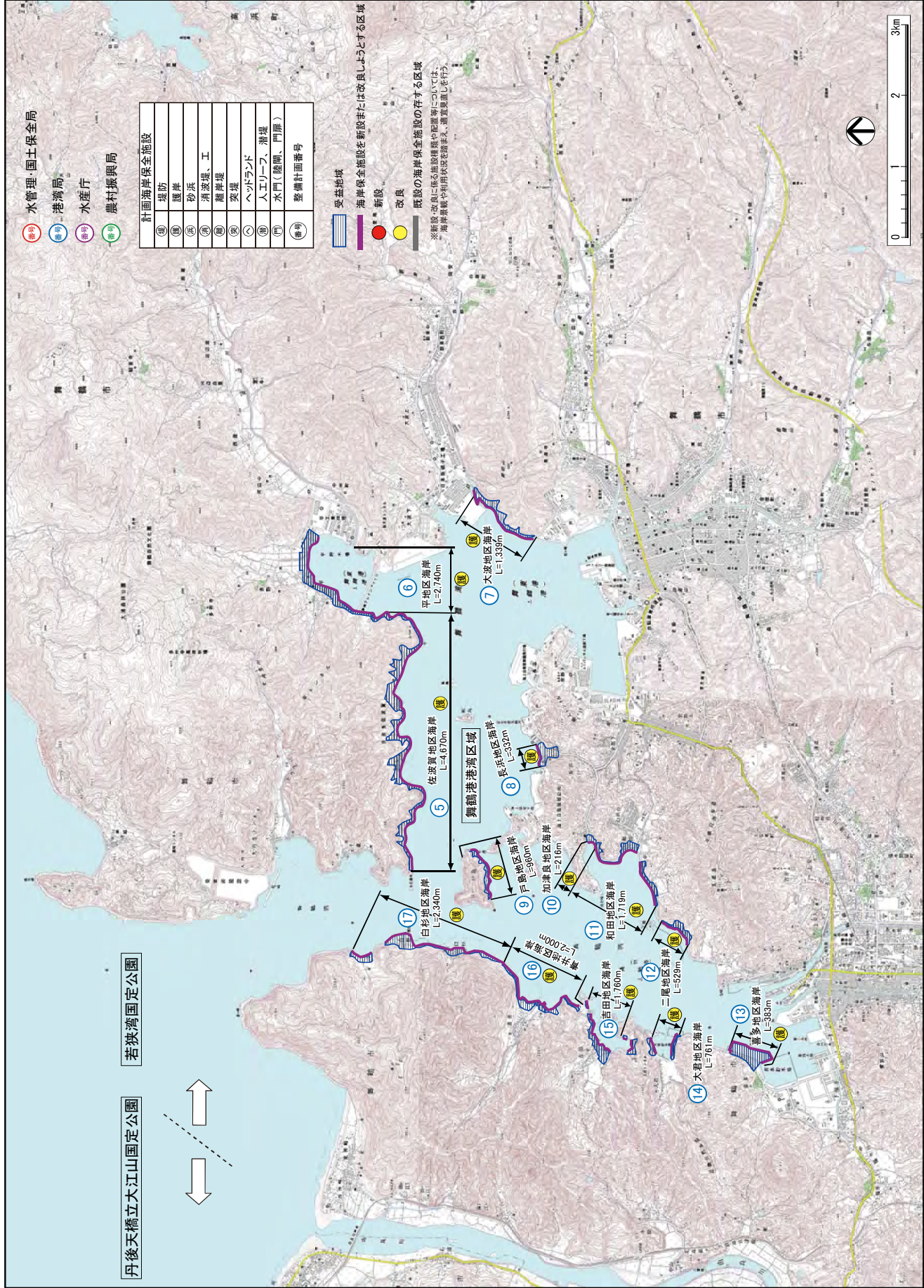
計画海岸保全施設	
①	堤防
②	護岸
③	砂浜
④	消波堰、工
⑤	離岸堤
⑥	突堤
⑦	ヘッドランド
⑧	人工リーフ、消堤
⑨	水門(閘門、門扉)
⑩	整備計画番号

若狭湾国定公園

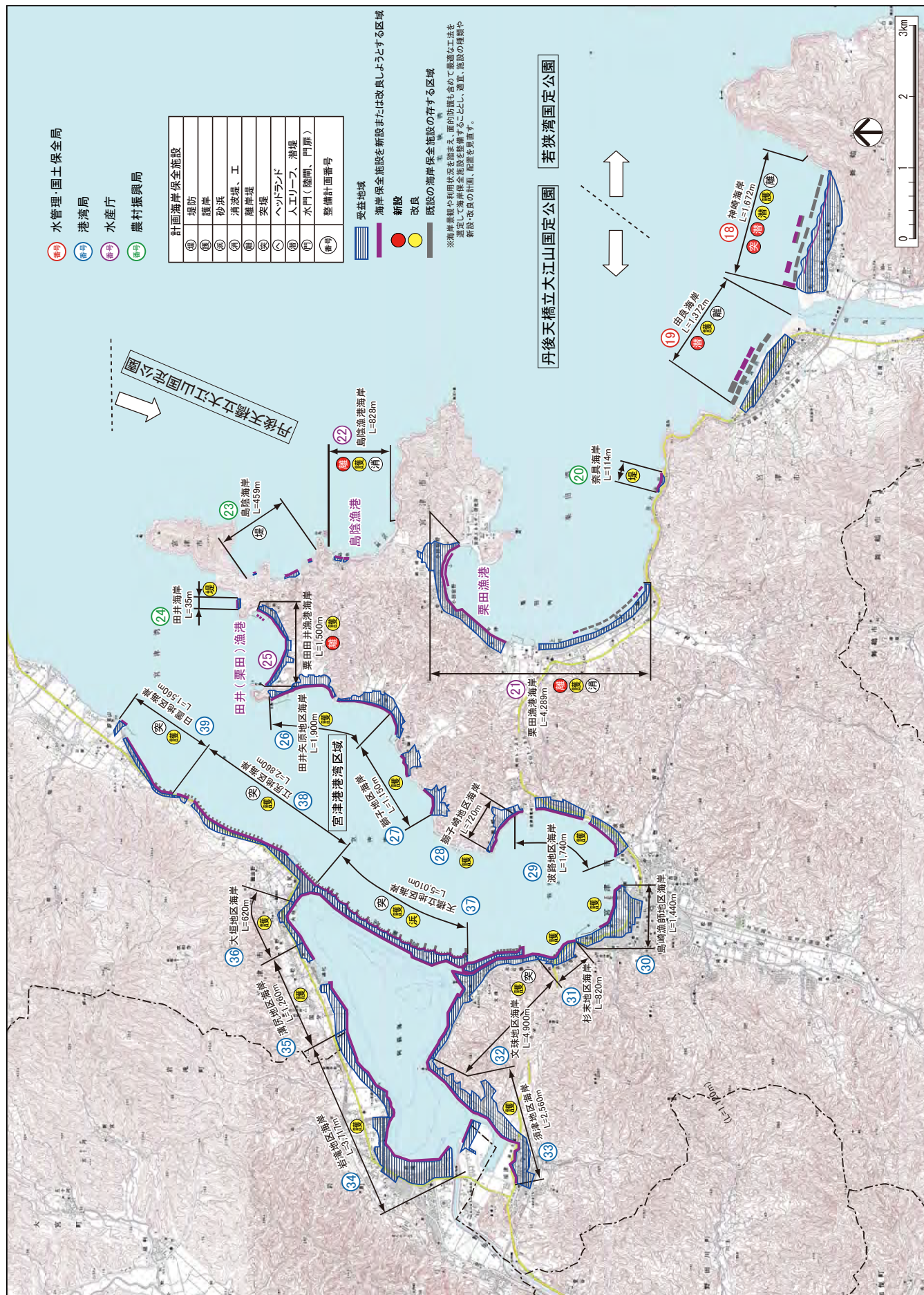
- 受益地域
- 海岸保全施設を新設または改良しようとする区域
- 新設
- 改良
- 既設の海岸保全施設の存する区域

※新設・改良に係る施設種類や配置等については、海岸線数や利用状況等様式、通車写真しを行う。

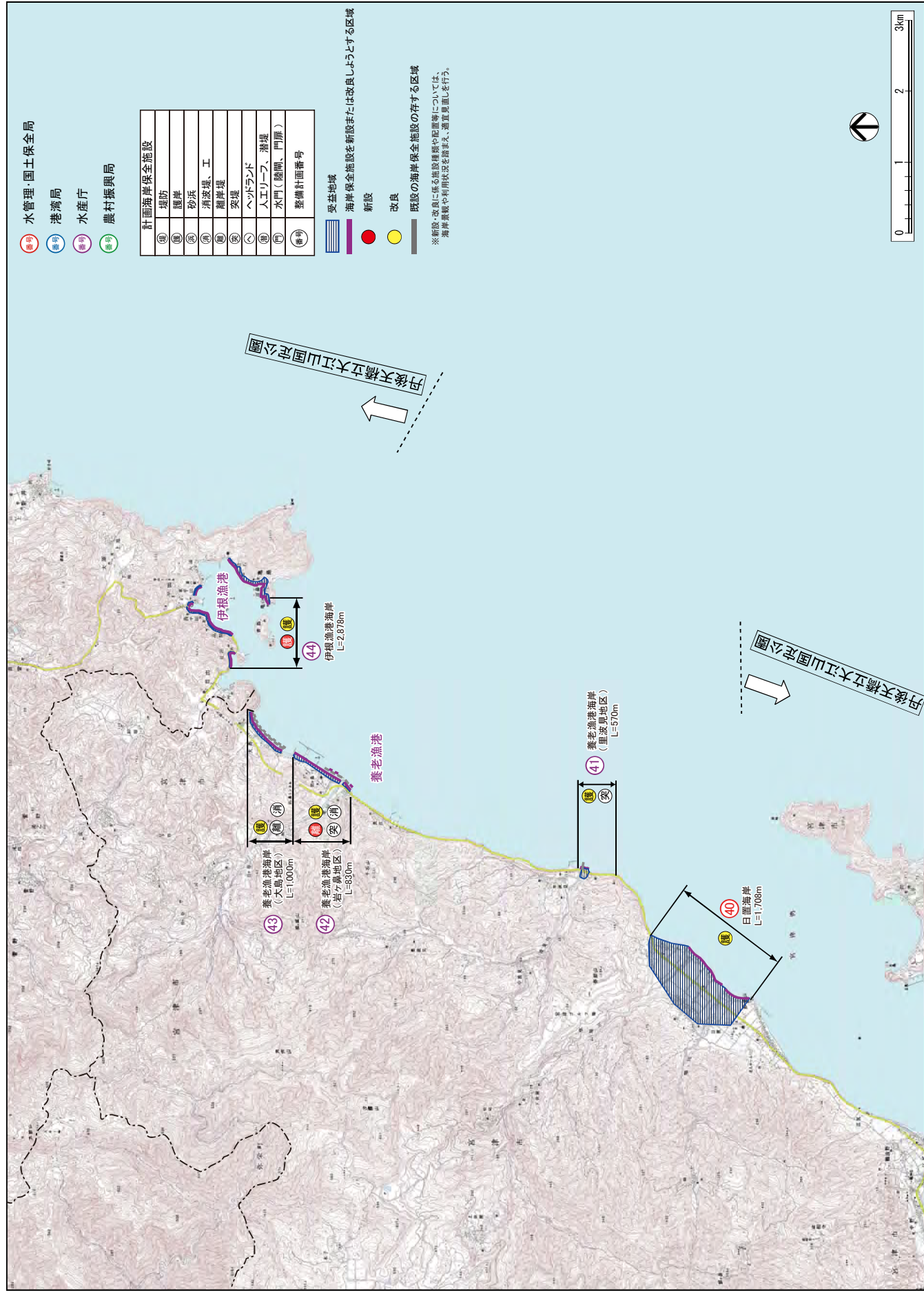
基本計画図(1)



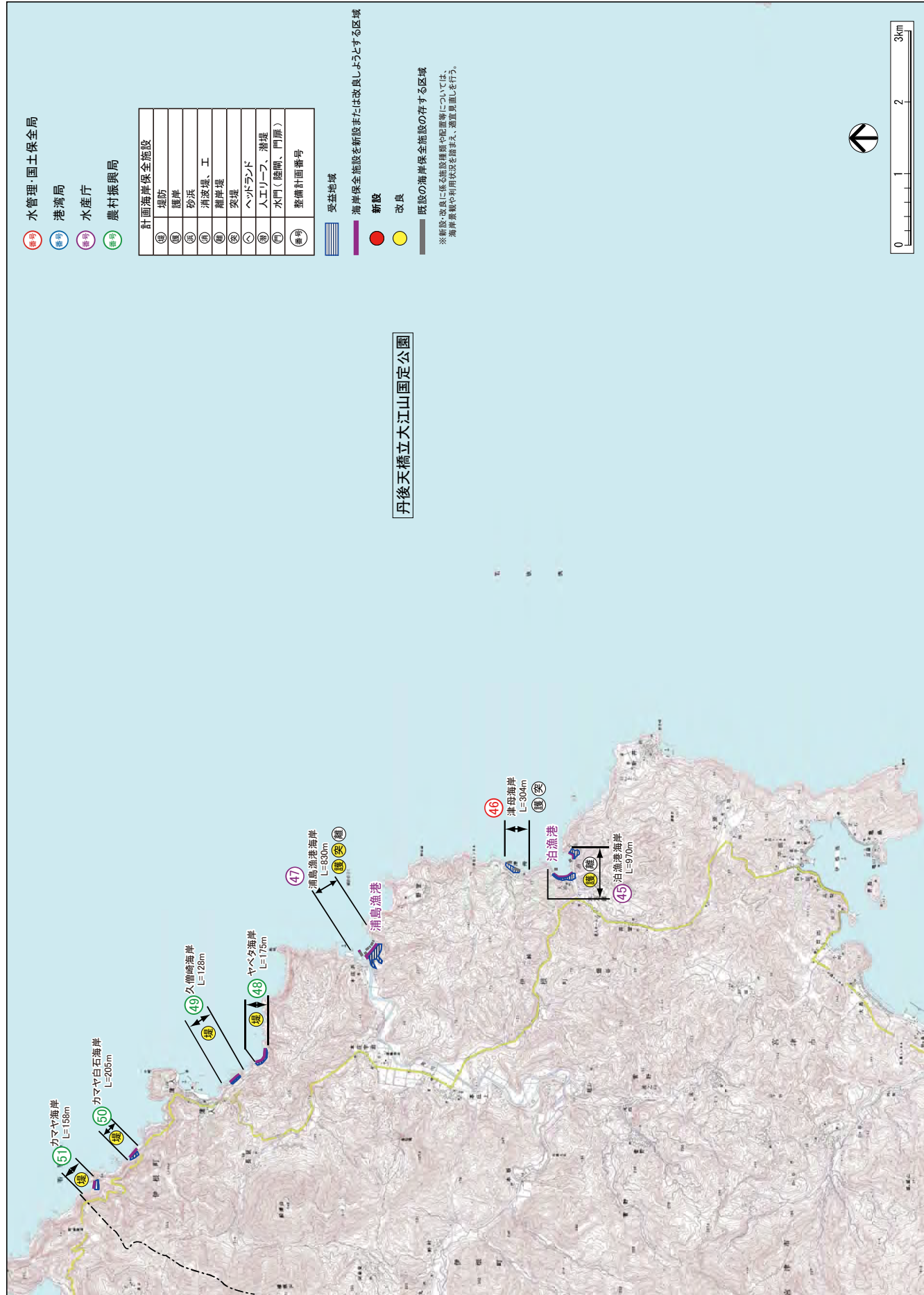
基本計画図 (2)



基本計画図 (3)



基本計画図(4)



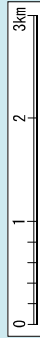
- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 水産庁
- 農林振興局

計画海岸保全施設	
④	堤防
⑤	護岸
⑥	砂浜
⑦	消波堤、工
⑧	離岸堤
⑨	突堤
⑩	ヘッドランド
⑪	人工リーフ、潜堤
⑫	水門（陸側、門扉）
⑬	整備計画番号

- 受益地域
- 海岸保全施設を新設または改良しようとする区域
- 新設
- 改良
- 既設の海岸保全施設の存する区域

丹後天橋立大江山国定公園

※新設・改良に係る施設種類や配置等については、海岸景観や利用状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

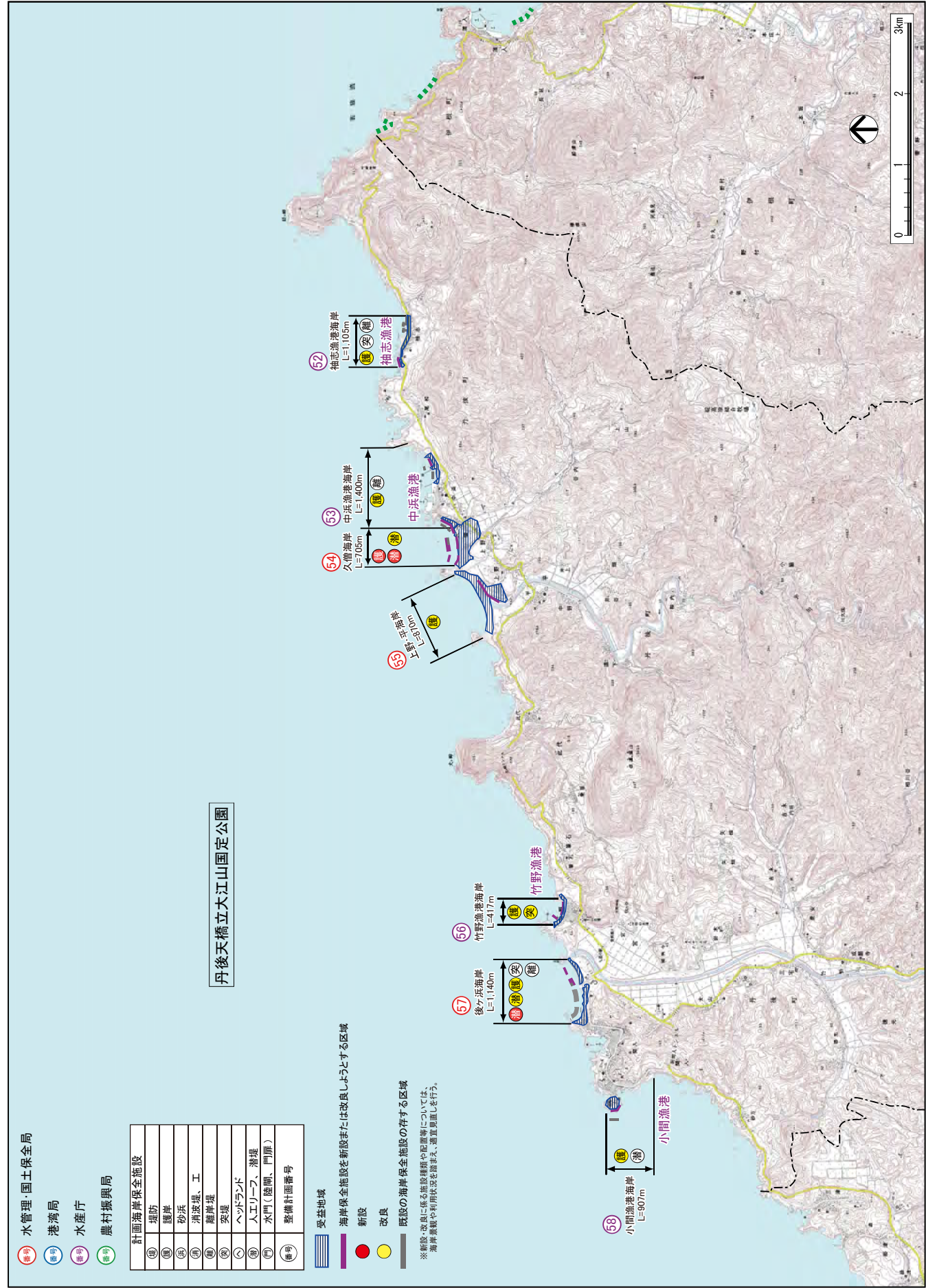


- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 水産庁
- 農林振興局

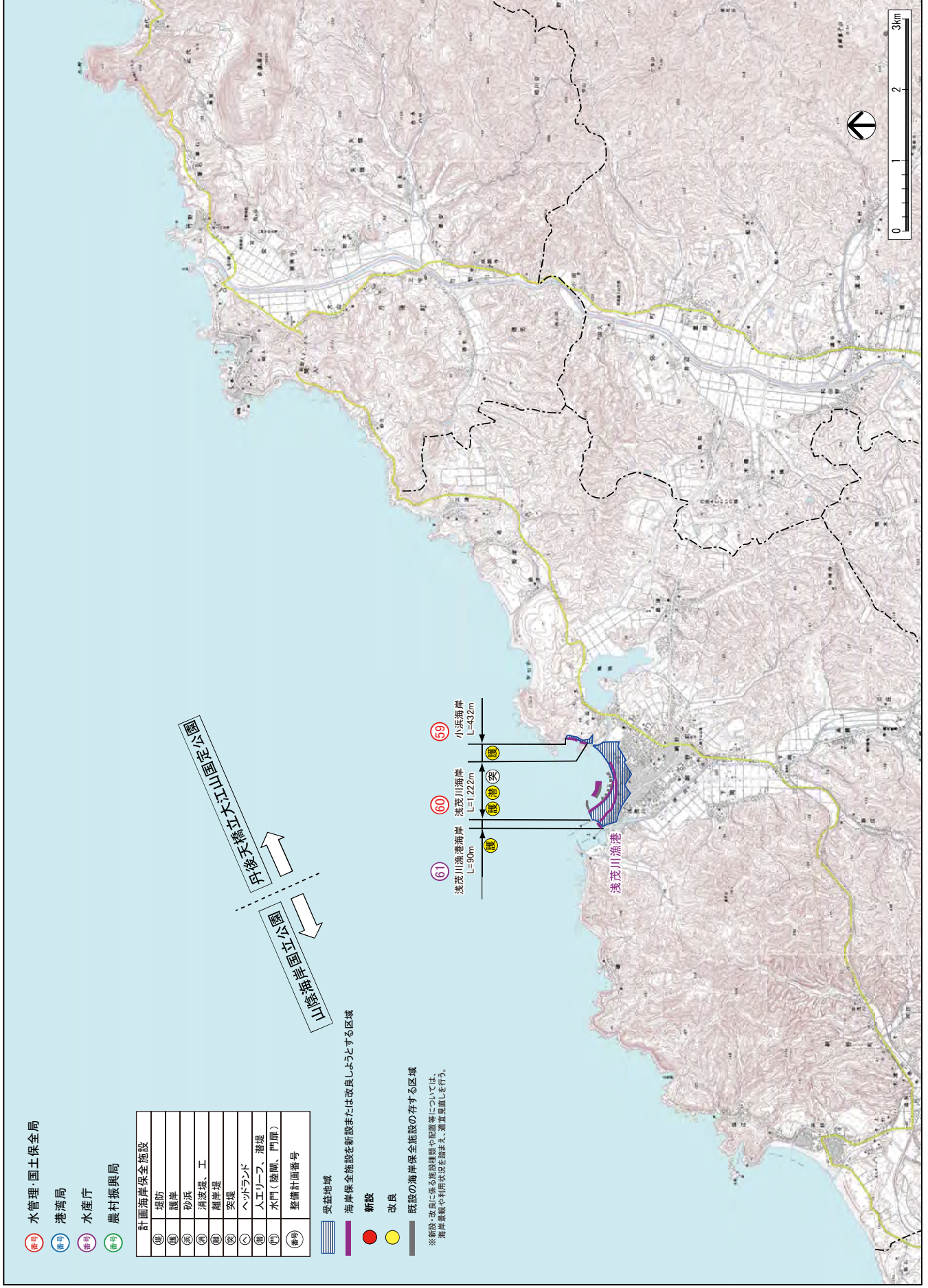
計画海岸保全施設	
①	堤防
②	護岸
③	砂浜
④	消波堤・工
⑤	離岸堤
⑥	突堤
⑦	ヘッドランド
⑧	人工リーフ、潜堤
⑨	水門（陸側、門扉）
⑩	整備計画番号

丹後天橋立大江山国定公園

- 受益地域
 - 海岸保全施設を新設または改良しようとする区域
 - 新設
 - 改良
 - 既設の海岸保全施設が存在する区域
- ※新設・改良に係る施設種類や配置等については、海岸集積や利用状況を踏まえ、適宜変更しを行う。



基本計画図 (6)



- 水管理・国土保全局
- 港湾局
- 水産庁
- 農林振興局

計画海岸保全施設	
①	堤防
②	護岸
③	砂浜
④	游波堤、工
⑤	離岸堤
⑥	突堤
⑦	ヘットランド
⑧	入エリーフ、潜堤
⑨	水門(閘門、門扉)
⑩	整備計画番号

- 受益地域
- 海岸保全施設を新設または改良しようとする区域
- 新設
- 改良
- 既設の海岸保全施設の存在する区域

※新設・改良に係る施設種類や配置等については、海岸線観や利用状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

浅茅川国営公園
浅茅川国営公園
浅茅川国営公園

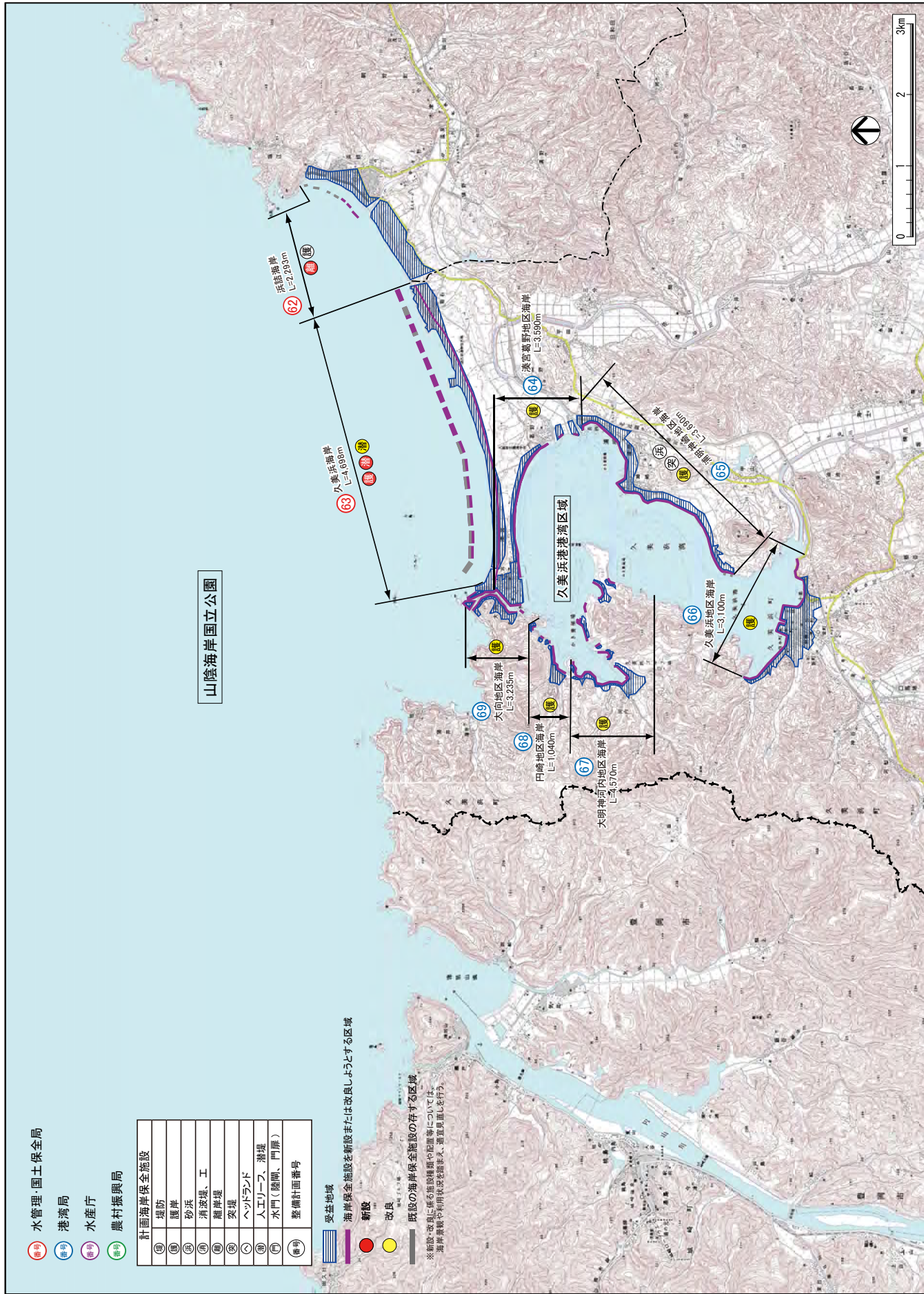
61 浅茅川漁港海岸
L=90m

60 浅茅川海岸
L=1,222m

59 小浜海岸
L=432m

浅茅川漁港

基本計画図(7)



基本計画図 (8)

第3章 留意すべき重要事項

1 関連計画との整合性の確保

地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、海岸保全施設の整備などを実施するに当たっては、関連・近隣の開発、保全、環境保全及び京都府国土強靱化地域計画などの諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する（図3-1-1）。

また、京都府では、過去にナホトカ号重油流出事故（平成9年1月）を経験しており、京都府又は近隣の海域において油流出事故が発生した場合は、「京都府地域防災計画 事故対策計画編」により対応することとしている。



図3-1-1 屏風岩

出典：京都の自然 200 選

2 関係機関との調整・連携

海岸保全基本計画を適切かつ効果的に遂行するため、海岸管理者や背後地のインフラ管理者、都市計画部局などで構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図るとともに、連続した海岸線を保全するためには、隣接する沿岸の海岸管理者とも連携を図ることが必要である。

土砂管理については、土砂の適切な移動を妨げないような海岸保全施設の種類の配置に配慮するとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携するなど、関係機関の連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。特に、沿岸漂砂に対して、相互に影響を及ぼす可能性のある事業の実施に当たっては、事業者間などで密な調整・連携を図り、沿岸広域に有効な施設整備を推進する（図3-2-1）。

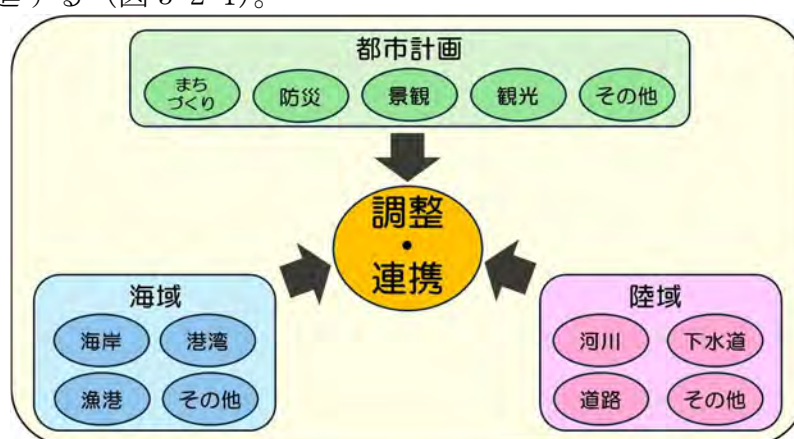


図3-2-1 調整・連携のイメージ

また、近年では不審船の漂着や不審者の上陸など、海岸での脅威が懸念されるため、海岸管理者と警察や海上保安庁などの関係機関、並びに地域住民との情報伝達などの連携を推進する。

3 地域住民の参画と情報公開

地域特性に柔軟に対応できるような計画を実効的かつ効率的に遂行するために、実施段階における計画の推進には、積極的に市町・地域住民の参画を得るものとする。

また、海岸管理者は、地域住民や海岸利用者などの主体的参画が図れるように、必要な海岸に関する情報提供を積極的に行う。地域住民などの参画や必要な海岸に関する情報提供を積極的に行うことにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わる環境を形成するものとする（図 3-3-1）。



図 3-3-1 住民の参画 イメージ

4 調査・研究の推進

質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、大学や研究機関などと連携を図り、効果的な防災・減災、広域的な海岸の侵食、維持修繕、生態系などの自然環境など、整備に関する調査研究や、新工法などの新たな技術に関する研究開発などを推進する。

また、民間を含めた幅広い分野との情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、技術交流などを図り、広くそれらの成果を活用し普及を図る。

5 海岸協力団体の指定に向けた取り組み

丹後沿岸では、希少な動植物の保護や様々な海岸利用の促進など、多種多様な維持管理などが求められている。そのため、地域住民やボランティアなどの協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持などを適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取り組みを推進する。

6 計画の見直し

(1) 柔軟な管理区域、管理者の見直しと変更

海岸保全区域については、防護すべき地域の土地利用や海岸の利用状況などに応じて、適正な所管を定めて、的確な海岸管理を行うこととしているが、それらの状況変化などが生じた場合は、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更などを行う。

(2) 基本計画の見直しと変更

気候変動の予測には不確実性が伴うことから、気象・海象や環境の変化に関するモニタリングを実施するとともに、気候変動の予測に関する最新の研究成果などを踏まえ、必要に応じて防護水準を適宜見直すこととする。

海岸の地形や地域の状況、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化などの社会経済状況の変化などに対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容などを点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、変更を行うこととする。